容器入り飲料の

自動販売機は設置の届出

が必要です。

目　　的

空き缶等の散乱防止及び資源の有効利用の促進を図るため、容器入り飲料を販売する自動販売機の管理をする方に、回収容器の設置を義務づけることにより、リサイクルを積極的に進めていただくことを目的としています。

届 出 の 種 類

■　自動販売機設置届出書
- 区内で容器入り飲料を販売する自動販売機を設置し、又は管理しようとする場合

＊実際に設置する前に届出をしてください。

■　自動販売機変更・廃止等届出書
- 届出（自動販売機設置届出書）の内容を変更又は自動販売機を廃止した場合
- 届出済証を紛失した場合、又はき損した場合

《次の場合は届出が不要です。》

■ 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用できないもの

■ 工場、事業所等の敷地に設置される自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外の者が利用できないもの

回収容器の設置基準等

◆　回収容器は、自動販売機に隣接した利用しやすい場所に設置するものとし、道路上には設置しないでください。

◆　回収容器は、
- 金属、プラスチック、その他容易に破損しないもの。
- 自動販売機１台当たり、おおむね30ℓ以上のもの。
- 空き缶等を入れる旨の表示をしてください。

◆　空き缶等があふれたり、散乱しないように常に適正な管理をしてください。

回収した使用済み容器の処理

◆　回収した使用済み容器等は、リサイクルを図らなければなりません。

勧 告 ・ 公 表

◆　区長は、自動販売機管理者が、条例第２５条及び第２６条の規定に反していることが明らかであるときは、必要な改善、措置をとるように勧告することができます。

◆　区長は、勧告に従わないときはその内容を公表することができます。

令和　　年　　月　　日

第　　号

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第18条の規定による

届 出 済 証

管理者

住　所

電　話　（　　）

新　宿　区

（注１）管理者欄には、氏名（法人にあっては名称）

（注２）連絡先欄には、管理者の住所及び電話番号

＊自動販売機の外部から見やすい位置に貼付してください。

＊複数の自動販売機が同一箇所に設置されている場合であっても１台ごとに貼付してください。

＊廃止及びき損のときには，剥がして届出書の裏面に添付して下さい。

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例第１２条で「自動販売機管理者は、当該自動販売機周辺を清潔に保持しなければならない。」旨を定めています。

新宿区ごみ減量リサイクル課まち美化係

〒160-8484　新宿区歌舞伎町1-4-1

☎０３－５２７３－４２６７

●新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例〔抜粋〕●

（目的）

第１条　この条例は、リサイクルを推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条

２　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　リサイクル　廃棄物の発生を抑制し、資源の有効利用を図ることをいう。

(7)　空き缶等　飲料が入っていた缶、瓶その他の容器をいう。

(8)　回収容器　空き缶等を回収するための容器をいう。

(9)　自動販売機管理者　自動販売機（新宿区規則（以下「規則」という。）で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入り飲料を販売し、又は当該自動販売機を管理する者をいう。

（事業者の責務）

第１１条　事業者は、リサイクルを推進するとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３　事業者は、リサイクルの推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し、区の施策に協力しなければならない。

（自動販売機の届出）

第２５条　空き缶等の散乱防止及び再利用の促進を図るため、容器入り飲料を販売する自動販売機を設置し、又は管理しようとする者（以下「自動販売機設置者」という。）は、自動販売機ごとに、あらかじめ規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

（自動販売機管理者の義務等）

第２６条　自動販売機管理者は、回収容器を設置し、空き缶等を回収することにより、空き缶等の再利用を図らなければならない。

２　自動販売機管理者に自動販売機の設置場所を提供している者は、回収容器の設置に協力しなければならない。

●新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則〔抜粋〕●

（目的）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（自動販売機）

第３条　条例第２条第２項第９号の規則で定める自動販売機は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用できないもの

(2)　工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外の者が利用できないもの

(3)　その他区長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置されるもの

（届出）

第１６条　条例第２５条の届出は、自動販売機設置届出書（第４号様式）によるものとする。

（届出の変更及び廃止）

第１７条　前条の規定により既に届け出た内容を変更し、又は自動販売機を撤去したときは、速やかに自動販売機変更・廃止等届出書（第５号様式）により区長に届け出なければならない。

（届出済証の交付等）

第１８条　区長は、条例第２５条の規定による届出があった自動販売機について審査を行い、要件を満たしたものに届出済証（第６号様式）を交付するものとする。

２　自動販売機管理者は、交付を受けた届出済証を当該自動販売機の外部から見える場所に貼付しなければならない。

３　自動販売機管理者は、届出済証を忘失又はき損したときは、自動販売機変更・廃止等届出書を区長に提出し、再交付を受けなければならない。

（回収容器の基準等）

第１９条　条例第２６条の回収容器は、次の各号によるものとする。

(1)　容量がおおむね３０リットル以上で、近隣の美観を損なわないもの使用すること。

(2)　空き缶等を入れる旨の表示があること。

２　前項の回収容器は、自動販売機に隣接した利用しやすい場所に設置するものとする。